

大阪市公告第48号

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の4第3項の規定により衛生検査所を廃止したものは、次のとおりである。

令和6年7月10日

大阪市長 横山 英 幸

登録番号	申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）	衛生検査所の名称及び所在地	検体検査の業務の内容
大第14号	株式会社ビー・エム・エル 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目21番3号	株式会社ビーエムエルBML新大阪 大阪市淀川区宮原1-7-7	血清学的検査、血液学的検査、生化学的検査
登録抹消年月日		令和6年5月6日	

（健康局保健所保健医療対策課）